

再就職コンプライアンスチーム 事務要領

平成 29 年 8 月 10 日
再就職コンプライアンスチーム決定

(趣旨)

第 1 条 再就職コンプライアンスチーム（以下「コンプライアンスチーム」という。）の事務に必要な事項は、「再就職コンプライアンスチームの設置について」（平成 29 年 8 月 1 日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）に定めるもののほか、この事務要領に定めるところによる。

(会議の招集)

第 2 条 コンプライアンスチームの会議は、必要に応じ、チームリーダー（チームリーダーに事故ある場合にあっては、大臣決定 3.（4）に規定するチームリーダーの職務を代理するチームメンバー。以下同じ。）が招集する。

2 コンプライアンスチームの会議は、チームリーダーが出席し、かつ、チームメンバーの過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、チームリーダーが、必要と認める場合であって、かつ、チームメンバーの全員の同意がある場合には、文書その他の方法により会議を開くことができる。

(チーム決定)

第 3 条 コンプライアンスチームの事務に係る決定（以下「チーム決定」という。）は、会議に出席しているチームメンバーの過半数で決し、可否同数のときは、チームリーダーの決するところによる。

(コンプライアンスチームの会議等の公開)

第 4 条 コンプライアンスチームの会議は、非公開とする。ただし、チームリーダーが必要と認めるときは、会議の全部又は一部を公開することができる。

2 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成し、チームリーダー及びチームメンバーの確認を得て公開する。ただし、チームリーダーが必要と認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題

四 会議の概要及び結果

五 その他必要な事項

3 会議の配布資料は、その全部又は一部を公開することが次の各号のいずれにも該当せず、かつ、チームリーダーが必要と認める場合には、当該部分を公開とすることができる。

一 個人又は法人の権利若しくは正当な利益又は公共の利益を害するおそれがある場合

二 その他コンプライアンスチームの適正な活動に支障を及ぼすおそれがある場合

(雑則)

第5条 この事務要領に定めるもののほか、コンプライアンスチームの事務に関し必要な事項は、チームリーダーがコンプライアンスチームに諮って定める。

附則

この事務要領は、コンプライアンスチームの決定の日から施行する。